

# 予防技術検定模擬テスト

## 一 解 説 付 一

NO.180

**[共通]** 問 1 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされているが、この政令の基準に関する次の説明文のうち、消防法令上正しいものがいくつあるか選べ。

ア 住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器は、天井のない場合にあっては、壁の屋内に面する部分に、火災の発生を未然に又は早期に、かつ、有効に感知することができるように設置することとされており、屋根に設置することは認められていない。

イ 住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を技術上の基準に従い設置したときは、当該設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置しないことができるとしている。

ウ 市町村条例には、住宅用防災機器について、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めると認めるところにおける当該条例の規定の適用の除外に関する規定を定めるものとされている。

エ 市町村条例は、その地方の気候又は風土の特殊性により、住宅用防災機器の設置及び維持に関し住宅における火災予防のために必要な事項に係る条例の制定に関する基準に従って定められた条例の規定によっては住宅における火災の予防の目的を充分に達し難いと認めるときであっても、当該基準に従わなければならないとされている。

オ 市町村条例の規定は、住宅における火災の予防に貢献する合理的なものであることが明らかなものでなければならないものとされている。

- (1) 2つ (2) 3つ  
(3) 4つ (4) 5つ

**[消防用設備等]** 問 1 非特定防火対象物に設置されている全域放出方式の不活性ガス消火設備で二酸化炭素を放射するもののうち、当該設備が設置された後に設備等技術基準が改正されて当該改正基準に適合しなくなった場合に当該改正基準に適合させる必要がある当該設備の部分として、消防法令上誤っているものを次のうちから1つ選べ。ただし、当該消防用設備等は当該改正前の基準に適合しており、当該改正後に防火対象物の増改築等の工事は行っておらず、当該改正基準の附則で当該改正基準に適合させる必要がない旨の規定もないものとする。

- (1) 集合管（集合管に選択弁を設ける場合にあっては、貯蔵容器と選択弁の間に限る。）又は操作管（起動用ガス容器と貯蔵容器の間に限る。）に設けなければならない消防庁長官が定める基準に適合する閉止弁

- (2) 二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に設けなければならない「二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること」等を表示した標識  
(3) 2以上の火災信号により起動するようにしなければならない自動起動装置  
(4) 工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合は、手動状態に維持しなければならない自動手動切替え装置

**[消防用設備等]** 問 2 消防用設備等の設置免除の規定に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置が義務付けられている可燃性液体類に係る指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う建築物において、設備等技術基準に従い、又は当該技術基準の例によりスプリンクラー設備を設置したときは、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分については水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができる。  
(2) 動力消防ポンプ設備の設置が義務付けられている令別表第1(1)項に掲げる防火対象物において、設備等技術基準に従い、又は当該技術基準の例により屋外消火栓設備を設置したときは、当該屋外消火栓設備の有効範囲内の部分については動力消防ポンプ設備を設置しないことができる。  
(3) 自動火災報知設備の設置が義務付けられている令別表第1(2)項に掲げる防火対象物において、設備等技術基準に従い、又は当該技術基準の例により泡消火設備（標示温度が75度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を設置したときは、当該泡消火設備の有効範囲内の部分のうち、階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの以外の部分（感知器を設置する区域の天井等の高さが15メートル未満であり、かつ、地階、無窓階及び11階以上の階に該当しない部分に限る。）については自動火災報知設備を設置しないことができる。  
(4) 非常ベル、自動式サイレン又は放送設備の設置が義務付けられている令別表第1(4)項に掲げる防火対象物において、設備等技術基準に従い、又は当該技術基準の例により自動火災報知設備を設置したときは、当該自動火災報知設備の有効範囲内の部分については非常ベル、自動式サイレン又は放送設備を設置しないことができる。

**[防火査察]** 問 1 消防法（以下「法」という。）に基づく立入検査に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第4条に基づく立入検査については、特定防火対象物と

- (2) 消防団の事務は除かれるため、誤り。
- (3) 正しい。
- (4) 指針に合致するため、誤り。
- (5) 広域消防運営計画のため、誤り。

**[地方自治制度]****問1 答 (2)**

- 解説 (1) 常勤も可能なため、誤り。  
 (2) 正しい。  
 (3) 職員は該当しないため、誤り。  
 (4) 長の投票による選挙のため、誤り。  
 (5) 財産管理会は必置でないため、誤り。

**[警防]****問1 答 (4)**

解説 各級指揮者は、資器材撤収等において危険がないと判断した場合には、防火衣を離脱し活動するなど、熱中症の未然防止に配意する。

**[救急]****問1 答 (3)**

解説 設問のような表記はない。定期通院は施設の車両や患者等搬送事業者の利用を考慮する必要がある。  
 出典：総務省消防庁公表 救急車を上手に使いましょう～救急車 必要なのはどんなとき？～（令和4年10月発行）※ホームページでも公開。

**問2 答 (1)と(3)**

解説 (1) 弁護士法第23条に基づき、弁護士が訴訟で必要な情報などは弁護士会で審査の上、消防機関に照会できる。  
 (3) 報道機関への対応は個人ではなく、組織としての対応が必要。  
 出典：救急救命士標準テキスト改訂第10版 P. 280、281

**問3 答 (1)**

解説 正常な呼吸の有無を確認する段階では、気道確保は必須ではない。

**予防技術検定模擬テスト解答****[共通]****問1 答 (2)**

解説 法第9条の2において、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされており、令第5条の7から第5条の9において、設置場所、設置方法、設置免除その他設置方法の細目及び点検方法、住宅用防災機器に

係る条例の制定の適用除外に関する基準及び基準の特例に関する基準が定められている。

ア 令第5条の7第1項第2号の規定において、天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分に設置することとされているため、誤り。

イ 令第5条の7第1項第3号の規定のとおり、正しい。

ウ 令第5条の8の規定のとおり、正しい。

エ 令第5条の9の読み替え規定において、住宅用防災機器の設置及び維持に関して総務省令に定める条例の制定に関する基準（令第5条の7第1項又は同条第2項の規定に基づく総務省令の規定をいう。）に従って定められた条例の規定によっては住宅における火災の予防の目的を充分に達し難いと認めるときは、当該基準に従わないとできるとされているため、誤り。

オ 令第5条の9の読み替え規定のとおり、正しい。よって、正しい選択肢はイ、ウ、オの3つとなる。

**[消防用設備等]****問1 答 (3)**

解説 法第17条第1項は、防火対象物について常に現行の技術上の基準に従って消防用設備等を設置し、維持させることを求めているが、これだけでは、基準改正の都度消防用設備等の新設や交換、変更などが必要となり、関係者に多大の経済的負担を課すこととなる。これを避けるため、法第17条の2の5第1項が設けられているが、消防用設備等のうち、消火器等のように防火対象物の構造部分に手を加えることなく設置又は変更できるもの及び自動火災報知設備のように経済的負担以上に防火安全性の向上にとって効果が高いと認められる消防用設備等については、その対象から外れている。この対象から外れている消防用設備等については、法第17条の2の5第1項に規定されている消火器及び避難器具の他、令第34条に列挙されている（消防法施行令解説P. 567参照）。

また、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備については、令和2年12月から令和3年4月にかけて当該消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、令和4年9月16日に政令等の一部が改正され、当該消火設備に関する全域放出方式の不活性ガス消火設備で二酸化炭素を放射するものに関する技術上の基準が改正されたほか、当該設備の技術上の基準であって総務省令で定めるものの適用を受ける部分が令第34条の対象に加えられた（「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（令和4年9月14日付け消防予第416号参照））。本設問は、新たに遡及対象となったこの総務省令で定めるもの（規則第33条の2第2項）の適用を受ける部分を問うものである。つまり、令第

34条第2号に規定する不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であって、改正後の基準に適合させる必要があるものは、第19条第5項第19号イ(ハ)及び(ホ)並びに第19条の2の規定とされており、各選択肢がこれらの規定に該当するか否かを問うものである。

- (1) 規則第19条第5項第19号イ(ハ)に規定されているため、正しい。
- (2) 規則第19条第5項第19号イ(ホ)に規定されているため、正しい。
- (3) 規則第19条第5項第16号イ(ロ)に規定されているため、適切であり、誤り。なお、当該規定は、令和4年9月の政令等の一部改正により追加された規定である。
- (4) 規則第19条の2第2号に規定されているため、正しい。

## 問2 答 (1)

解説 (1) 令第13条の規定において、可燃性液体類に係るものは除くとされているとおり、一定数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うことから水噴霧消火設備等の設置が義務付けられる建築物等のうち、可燃性液体類に係る指定可燃物を貯蔵等するものについては、スプリンクラー設備を設備等技術基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとしても、水噴霧消火設備等を設置することはできないため、誤り。

- (2) 令20条第5項第1号の規定のとおり、正しい。
- (3) 令21条第3項及び規則第23条第2項の規定のとおり、正しい。なお、規則第23条第2項の規定のとおり、特定防火対象物のほか、非特定防火対象物であっても「階段及び傾斜路等の煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設けなければならない部分」や「地階、無窓階及び11階以上の階」については、泡消火設備やスプリンクラー設備等の有効範囲内の部分であっても自動火災報知設備の設置は免除されない。
- (4) 令24条第2項の規定のとおり、正しい。

## 〔防火査察〕

### 問1 答 (3)

解説 (1) 立入検査マニュアルにより適当。  
(2) 立入検査マニュアルにより適当。  
(3) 法第36条関係の防災管理に関する規定については、法第4条に基づく資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権行使することができないため、法第4条に基づく立入検査の際に併せ

て、当該規定に係る適合状況を確認する場合は、相手方の任意の協力に基づき行うことになる。このため、立入検査マニュアルにより、法第4条に基づく立入検査の結果とは区別し、確認した違反内容の通知する必要があるので、不適当。

- (4) 法第4条、法第4条の2及び法第44条により適当。

## 問2 答 (4)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。  
(2) 法第3条第4項及び違反処理マニュアルにより適当。  
(3) 違反処理マニュアルにより適当。  
(4) 聽聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名で人となるべき者に対し、書面で聴聞の開催日等を通知する必要がある。違反処理マニュアルにより、一部の個別法において、「聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回つてはならない。」旨を参考にして、期日を設定することが示されており、5日後の開催では相当の期間をおいていないと考えられるので、不適当。

## 〔危険物〕

### 問1 答 (2)

解説 予防規程は、包括的、抽象的に定められている貯蔵及び取扱いの技術上の基準に加え、施設の実態に則した具体的な自主保安基準を定めることで、製造所等の保安確保の実効性を高めるためのものである。したがって、市町村長等が認可する際には、消防法第10条第3項の技術上の基準（貯蔵及び取扱いの技術上の基準）との適合性等の火災の予防観点からチェックを行うものである（法第14条の2、第42条第1項第8号参照）。

## 問2 答 (2)

解説 地下貯蔵タンク等の定期点検に関しては、微減圧法等の方法を用いると、危険物を貯蔵した状態で点検を行うことができる。微減圧法を用いた場合、液相部となっている部分及び地下水位より下部となっている部分は点検範囲から除かれる。定期点検は、危険物取扱者若しくは危険物施設保安員又は危険物取扱者の立会を受けた者が行うこととされているが、漏れの点検に関しては点検の方法に関する知識及び技能を有する者でなければならないとされている。また、漏れの点検に係る点検記録の保存期間は原則3年間とされている。規則第62条の6、第62条の8第2号、告示第71条第1項第4号参照。